

近世信州伊那地方の鷹

松原輝男

名古屋大学大学院環境学研究科

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

The hawks in an area in the Shinsyu-Ina-gun during the Edo period.

Teruo Matsubara

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University,
Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya 464-8601, Japan

Abstract The large amounts of timber was harvested from a forest area in central Japan for about 150 years from the 1600s. The area was under the direct control of the Tokugawa Shogunate throughout the Edo period (1600 – 1868). To a village of the forest area, the Shogunate sometimes required young birds of goshawks and/or sparrow hawks to be used for hawking. People in the village could sometimes offer young birds, but other times not. The description about them in the old documents shows the degree of distribution of hawks in those days. This paper deals with the information about hawks in 17C to 19C in a mountain site of central Japan, and also deals with the mode of people behavior towards requirements of hawks. This research is based on the old documents that were written by the successive village officials in 17C to 19C.

Key Words : forest and people, hawks, hawking, hawks in 17 to 19C, old documents of hawks

はじめに

徳川家康は関ヶ原の戦い(1600)に勝利するとすぐに、未開発のままに残されていた木曾と信州伊那の山林を直轄林としておさえた。伊那(現在の長野県上伊那郡と下伊那郡地方)には江戸時代を通して千村平右衛門の預り地であった幕府直轄の十一の村々があった。十一カ村の内、山方六カ村と言われる村々(清内路、南山、加々須、小川、大河原、鹿塩)にある直轄御用林から、江戸をはじめ各地で必要だった膨大な材木を、天竜川の流れと河口の掛塚湊からの船による運搬を運材の手段として供給し続けた。最も豊富な森林資源を有したのは信州伊那郡大河原村(現在は鹿塩村と合わせて長野県下伊那郡大鹿村)であり、赤石山脈の主峰赤石岳、荒川岳や烏帽子岳などの西側一帯に広がる御用林は、それぞれ大河原山、鹿塩山などと呼ばれた。現在その大部分は国有林である(図1)。

大河原村をはじめ伊那のいくつかの村は樽木成村として、江戸時代当初から宝暦四年(1754)まで約140年間、樽木(くれき)と呼ばれるサワラ(榎、*Chamaecyparis pisifera*)を原木とした短材木を年貢および御用商木として納入した。これまでに筆者は、このような大河原村に関わって残されている豊富な古文書史料をもとにして、大河原山からだけでも140年間で約500万挺(または丁、樽木1本の当時使われていた単位)の樽木を納め、そのために伐採したサワラ立木は32万本であったろうと推定した(松原、2000)。さらに、御用木や商木として1700年から1819年までの間に6度の大規模な諸木伐採が行われた。それら大量に切り出されたサワラ以外の樹木(モミ、ツガ、トウヒ、ケヤキ、カラマツ、ヒメコマツ、クロベ、ヒノキ、カツラ、シオジ、クリ、ボウタラ)の伐採推定数をもとに、17世紀初頭の大河原山の林相を描き出した(松原、1997、1998)。それは大、中径木のサワラ、モミ、ツガとその他の用材樹木が1アールにつき1本、加えてブナ、ミズナラ、シデ類などを混じた、まさに鬱蒼とした原生林大河原山である。そしてこれら原生林が伐採されて19世紀前半までにしだいに小木苗木ばかりになってゆくさまを追跡した。

大鹿村は南北に中央構造線という大断層が通る地であり、不安定な地質であるがゆえに災害が起こりやすい。荒川大崩壊地をはじめ大小の崩壊や水害が頻発したことは、中央構造線の影響ばかりでなく、樹木伐採との関わりは重要であろう。また、天竜川によって運ばれた大量の土砂が天竜川の河口を埋め立て、掛塚湊が使い難くなった歴史もある。(松原、1999a、1999b)。

このような近世における森林伐採と自然環境変遷の歴史を知るために参照した古文書史料に、鷹狩用の鷹に関する幕府からの御用状をはじめ、それに対する村方の応答を記述した各種の文書があった。その村に関わることを名主所が文書記録として盛んに残し始めたのは17世紀の終わりごろからであるが、大河原村の場合、名主所文書は寛保年間(1741~)あたりから目立って多くなり、現存する文書も非常に豊富である。加えて、伊那地方の幕府直轄地を預かっていた千村平右衛門の飯田御役所にあった文書も大久保文書として大量に保存されている。これら古文書に散見される鷹狩用の鷹の調達に関する記述は、そ

の頃どの程度に鷹がいたのかを窺い知る貴重な情報である。

鷹狩についての歴史や作法などはよく研究されているが、使われた鷹がどのくらい各地にいたのかについての研究は見当たらない。また、鷹の採取上納を求められた山村方ごどのように対応していたかについての記述も知られていない。鷹狩用の鷹としてはオオタカやハイタカがよく使われた。これらは現代的な環境要因も加わって絶滅が危惧されている種である。樹木伐採が盛んに行われた後の江戸時代 18 世紀後半、宝暦、明和、安永、天明年間と 19 世紀前半の天保年間の大河原村とその周辺の山林に、鷹狩用の鷹がどの程度に分布していたかについて窺い知ることと、鷹の採取を求められた人々の対応の様子について、古文書史料をもとに述べるのが本稿の目的である。

古文書史料

参照した史料は、主として大久保文書と前島家文書である。大久保文書（荒町陣屋文書と呼ばれることもある）は千村平右衛門預かり所の飯田御役所(荒町陣屋)にあった文書で、現在長野県飯田市下伊那教育会により所蔵保管されている。千村平右衛門飯田御役所を介して直轄地の村々と幕府勘定奉行所との年貢や材木に関わるやり取りをはじめ、さまざまな訴訟事や願い、通達などの文書が 6000 点以上ある（大久保文書目録、1982）。

前島家文書はいわゆる名主所文書で、飯田市美術博物館所蔵のもの、大鹿村前島家所蔵のものに分かれている。前者は 6000 点以上あり、2000 年 6 月に整理が終了して保存されている（文書目録（V）大河原前島家、2000）。大鹿村前島家所蔵のものも 5000 点以上はあると思われ、現在整理途上にある。ここでは飯田市美術博物館所蔵のものを大河原前島家文書と呼び、大鹿村前島家所蔵のものは大鹿村前島家文書と呼んで区別する。どちらも大河原名主所前島家に 1935 年（昭和十年）頃までは一括して保存されていたものであり、不十分ではあるが当時作成された文書目録がある（大鹿村大河原前島家所蔵文書目録、1954）。

解読して引用する古文書の内、史料的に意義深いと思われるものは解読文そのままを掲載した。その他は解読文そのままではなく、原文への忠実さは多少欠いても分かり易い読み下し文とした。

鷹狩の概略

わが国で鷹狩に使用された「鷹」は、主にオオタカ（蒼鷹、黄鷹、*Accipiter gentilis*）およびハイタカ（鷯、*Accipiter nisus nisosimilis*）で、他にツミやハヤブサも少しは使われたようである。仁徳天皇に献上された鷹でキジを取らせたのが始まりであったという。近世になって徳川家康は盛んに鷹狩を行ったことは有名である。家康から 4 代将軍家綱まで鷹狩はひじょうによく行われており、そのための鷹は伊那地方からも調達されたであろう。

う。延宝八年(1680)に 5 代将軍綱吉にかわってまもなく、鷹匠や鳥見の職の廃止に始まって鷹狩は強く制限された。幕府の鷹坊にいたオオタカ・ハイタカ計 43 居が野に放された(『放鷹』p68)。宝永六年(1709)に綱吉から家宣、家継の時代と代わっても鷹狩は行われず、8 代将軍吉宗の時代、享保二年(1717)に鷹狩は復活した。その後も鷹狩は続いたが、13 代家定の頃までには低調になり、14 代家茂の時代(1858~1866)で幕を閉じた(梶島、1997)。

鷹狩に使う鷹は、東北地方で多く捕られて献上された。『放鷹』には、「各藩に於ける鷹の巢山は時代によりて多少の變易はありしならむも、江戸幕府の中葉以降に於けるものは鷹出地名附また鷹出名前などに委しく載せたり」として、鷹を出した地名が掲げられている。そこでは、陸奥、佐竹、南部、松前の東北諸藩に鷹を産する地が多く、次いで信州の地が多く記されている。これらの中に、江戸時代に徳川幕府直轄地であり、膨大な材木を産出した信州伊那郡大河原村と鹿塩村、および隣接する各地の地域内と思われる地名があげられている(『放鷹』p123)。

献上される鷹は孵化してまもなくの雛鷹(巢鷹、御巢鷹、御巢鷓と呼ばれた)、あるいは 1 年生以内の子鷹で、それが鷹狩用に飼育され調教された。鷹の数詞は居(スエ、据とも書かれる)で、一居、二居と記述されるが、大河原村文書中には一羽、二羽と記述されてもいる。

近世大河原村域とその周辺の鷹に関する記録

大久保文書と前島家文書において見つけられた、大河原村とその周辺地域の鷹に関する記録を表 1 にまとめて示した。大河原村では 1742 年から 1785 年の間に少なくとも 4 回雛鷹が捕られている。他に何度か密猟もあった。文書中では「鷓」や「御巢鷓」の文字が使われていることから、捕獲された鷹は多くの場合ハイタカであったと考えられる。大河原村の森林は、それぞれ御樽木山と呼ばれた幕府直轄林、大河原村内山、持山などと呼ばれた入会山と私有林や寺社有林とに分けられる。鷹の営巣場所はこれら大河原村域内のいずれかの森林であったと考えられるが、安永六年(1777)の一例を除いて、大河原村域のどの辺りであるかは特定できない。

江戸時代当初から 100 年ほど樽木を割り出すと、さすがの大河原山でも、原木サワラは次第に枯渇した。加えて水害や崖崩れなどの災害により、せっかく切り出した樽木が流失したり埋没して、年貢を納められずに村々は困窮した。それが 1700 年以後のモミやツガなどの諸木材木の伐出が始まる主要な理由であった(松原 1997,1998,2000)。樽木や諸木材木の産出や年貢と比較すれば、このような村にとって鷹の重要度は低かったのであろうか、1742 年までのもので鷹に言及した大河原村関係の文書は見当たらない。1700 年以来この頃までに、大河原御樽木山では 3 度の大規模な樹木伐採が行われた。(1) 1700 年から 1703 年までの年貢樽木の未進を代金納するための雑木払い下げによる諸木伐採、(2) 1708 年

から 1713 年までの宝永御用木請負、(3) 1737 年から 1741 年までの元文商木払い下げによる諸木伐採、である(松原、1997)。したがって 1742 年以後の文書記録から読み取れる鷹の分布の程度は、これら森林伐採の影響を受けていると考えざるを得ない。この分布の程度の詳細については、たとえば現在と比較してどうかについて、今後の調査研究に期待する。

表 1 に示した各年代の鷹に関する古文書記録は、当時の鷹狩り用鷹の調達の仕事とそれに対する山村住民の対応の様子を知ることが出来るものとして興味深い。古文書記録に基づきそれぞれについて次に詳述する。

17 世紀伊那地方の鷹

信州伊那郡にあって千村平右衛門預かり所の山方 6 ケ村の一つである清内路村は、年貢の一部として巢鷹を納めていたようである(『清内路村誌(上)』p384)。17 世紀中の下伊那郡関係古文書で巢鷹について記されているのは、正保四年(1647)七月『信州下伊奈之内申ノ御勘定目録』(大久保文書一1、『長野県史』)と、慶安五年(承応元年、1652)三月十六日『一札之事』(大久保文書一2)である。前者には千村平右衛門管轄のいずれかの村から出た鷹について、「米三石五斗、御巢鷹の御褒美に下され候、是は酉の年、御巢鷹壺巢の内、御鷓居、兎鷹居上げ申し候ため、御褒美に下され候」と記述されている。ここで、鷹を差し出すと十分な褒美が出たことと、鷹の雛がいる巣一つから御鷓すなわちハイタカのメスと兎鷹(このり)すなわちハイタカのオスを区別してとっていたことが分かる。

後者の文書は、清内路村困窮の救済として根木やうら木(末木)を払い下げてほしいという願いがかなって、守るべきことを記した一札である。

「清内路惣百姓、近年しんせう(身上)罷り成らずに付、柵木(根木)うら木にて板子に成るとも材木に成るとも、なり次第に取、すきあい(生業)に仕度と繁く御わび(恫)事申し上げ候へば、ね木うら木下され候事、忝く存じ候、…(中略)…、右板子材木御寸たか(御巢鷹)のさわり(障り)に罷り成り候やうには取り申す間敷く候、もし御寸たかなと(等)のさわりに罷り成り候へば、くせ(曲)事に仰せ付けらるべく候、後日のため一札指し上げ仕り申す、仍って件の如し」

清内路村は森林資源の他はこれと言って目覚しい産物は無く困窮した。その対策として少しでも生活の足しにしたいから、御用の材木を出した後に残る切り株や大枝(根木、末木)などから、細くて節なども多い品等の低い材木や板などを取って売りに出す許可を願ったものである。その際に営巣している鷹に影響が及ばないようにするが、もしも障りが出たならば処罰を受けると述べている。このように鷹は保護されていたが、言うまでもなく現代的な動機による保護ではなく、鷹狩用の鷹としての保護である。

18 世紀大河原村の鷹

寛保年間の鷹御用

享保二年(1717)に鷹狩は復活した。享保四年当時の将軍家で養っていた鷹は、「大鷹三十五居、鷓十三居、隼六居、合わせて五十四居を算したり。これらの鷹は東北地方より献上せしもの多し」(『放鷹』p70)ということだった。献上されたものがすべて無事に育ったわけではないことを考慮すれば、さぞかし多くの子鷹や雛が捕られたであろうが、大河原村関係古文書において鷹に関する記述は寛保二年(1742)が見つけれられたものの内最古である。

前島家文書の著しい特徴の一つは、代々名主前嶋家当主を主な筆者とした元文年間(1736～)以来100年間以上もの御用ならびに村用日記(萬日記)が保存されていることである。このような日記類である寛保二年『御公儀御用并郷中諸用書留帳』(当代名主前嶋右馬之丞政俊による)(大鹿村前島家文書一)の四月十四日付けに、久々利(久々里とも書かれた、千村平右衛門の本拠地、現在の岐阜県可児市久々利)の殿様御用として「鷹二羽猿二疋」の差し出しを仰せ付けられたと記述されている。これについて六月五日付けに次のような飯田御役所におけるやり取りを記している。

四月に仰せ渡された鷹を手に入れたので差し出すと申し出たところ、あれはもう不要になったといわれた。いまさらそんなことを言ってもそれでは巢守共に何とも言い訳ができないので、今後大河原村名主としては鷹の御用を仰せ付けられても承らないと申し上げた。今度のように御用として名主に仰せ付けても、最近は鷹探しも猥りになってなかなか調わない、鷹はそうそう毎年手に入るものではなく、もし江戸へ持っていけば五両少々、安くとも二両か三両の値段がつくもので、たとえ差し出せと言われてもきっとお断りすると申し上げた。

このことから、寛保年間にはすでに鷹の調達についての指示を、支配下にある村方に出していたが、なかなかままならなかった事がわかる。寛保二年に手に入れた鷹がその後どのように処分されたのかは記されていない。

巢守(または巢元)とは鷹の巣を最初に見つけた者で、その後卵が孵化して採取できるほどの雛鷹になるまで見守り、採取してから納入するまでの飼育をし、納入した時に出る褒美を受け取る権利を持つ者である。鷹を納入した際の褒美については、「享保十四年(1729)には大鷹一居に米一石、兄鷹一居に四斗に増加せられ、翌十五年には大鷹一居に玄米二石、兄鷹一居に五斗とし、献上の者には更に金五両を加ふといふが如き奨励法をとられたり」(『放鷹』p122)ということ、このような法外な褒美が得られるほどに鷹の納入が少なかったと考えるのが妥当であろう。

前述の「鷹二羽猿二疋」の差し出しを求める御用状は見つからない。何のために使うのか不明だが、後に寛延三年(1750)と宝暦二年(1752)にも猿が所望されている。その御用状は次のようなもので、何かを村方に申し付けるときの典型的なものであり、寛保二年の「鷹二羽猿二疋」の御用状もこのようなものであったと思われる。

「書付を以って申し遣わし候、しからば、子ざる忒わ、久々利より御用の義に候間、随分出精いたし、捕らえ次第御役所へ持参候積もりに致すべく候、もつとも、少々は賃銭下さるべく候旨、左様相心得るべく候、以上、(寛延三年) 午七月十七日 飯田御役所(より)大河原村名主組頭(宛て)」(大鹿村前島家文書—2)

鷹に関する記録は寛保二年以来宝暦十三年まで大河原村関係文書では見つからない。この約 20 年間に大河原村では 2 度の大規模な伐採が行われた。すなわち、(1) 1745 年から 1754 年までの年貢樽木代材木納による樵とそれ以外の諸木切り出し、(2) 1760 年から 1764 年までの宝暦御用木請負による諸木切り出し、である(松原、1997)。この約 20 年間は鷹の御用どころではなかったか、あるいはあったとしても、巢元へ直接出たのかもしれない。

宝暦年間の鷹御用

時代によって多少違うが、鷹を差し出すと多大な褒美が出た。それほどの褒美が出るならば鷹の巢を見つけると我先に捕ってしまうのも当然起こり得ることであろう。宝暦十三年(1763)四月付けで幕府から次のようなお触れが出された(大久保文書—3)。

覚

年々御買上之巢鷓煩落候ニ付、両支配御鷹方之者相寄評議仕候処、山方ニ而巢下シ之儀、漸く貝割仕候而日柄八日前後相立不申内巢下仕候故、鷹悪敷御座候、此義ハ鷹之巢見出候者有之候而鷹主ニ相成候而も、外より山伝ニ罷越、右巢鷹盗取候者御座候ニ付、夫故巢鷹粘毛出不申内ニ巢下シ仕候而、手前ニ而五七日飼立持参仕候ニ付、鷹不宜尾羽足爪損シ生肉引ケ申候、依之三廻り相立候得ハ、一生見せ巢元ニ而丈夫ニ足立申候節巢下シ仕候得者、宜可有御座候と評議仕候、尤巢鷹持参之百姓共も右之趣申聞候義、畢竟不巧者成者共取扱候故、鷹痛出来申候、鷹巢元ニ而足立不申候内巢下シ仕候鷹ハ、御用立不申候間、貝割仕三廻り相立巢下シ仕候得者、宜可有御座候と奉存候、勿論山方ニ而巢鷹見出候者之外、一切盗取不申候様、書面之趣左之国々山方之村江、当年中御代官より申渡有之候様、御勘定奉行江被仰渡可被下候

陸奥国 飛騨国 甲斐国 信濃国 駿河国 上野国 下野国

右之通御座候 以上

(宝暦十三年) 未四月

戸田五助 能勢対馬守

右之通小出信濃守殿御改ニ候間、被得其意巢鷹出候場所江委細申渡、書面之趣無間違相心得候様、御領私領寺社領共向寄より可被相触候 以上

(宝暦十三年) 未四月十三日

柘五郎左衛門他七名(名前略)から、千村平右衛門殿御預所を含む 19 名(名前略)宛て

毎年買い上げられている巢鷹の品質が最近著しく落ちた。調べてみるとどうやら盗み取

りが横行するために早取りしてしまうこと、また鷹についてよく知らぬ者共が取り扱っていることが原因のようだ。今後は貝割れして(卵から雛がかえって)三週ほど経って巣から捕るようにすべきで、盗み取りなどないよう申渡す、という趣旨である。

この文書により各藩が献上した鷹のほか、鷹狩に使う鷹(あるいは鶴)の調達についての触れを、陸奥、飛騨、甲斐、信濃、駿河、上野、下野国などの幕府御用林のある各地に、幕府は直接出したことと、これら各地からそれまでも年々巣鷹が納められていたことがわかる。戸田五助と能勢対馬守(河内守の間違いか)は当時の幕府鷹匠頭と鷹飼頭である。貝割れ後三週という雛鷹の捕獲時期指定は、たとえばハイタカの巣立ちが28日前後なので妥当であろう(『日本産鳥類の繁殖分布』p111)。

このお触れを請けて、宝暦十三年五月に大河原村村役人から飯田御役所へ、また大河原村各地区小頭から村役人宛てにそれぞれ同内容の請状が出されている(大河原前島家文書一1)。その請状では、先ずお触れにある文章を反復して承知し、さらに、「巣鷹見出し候はば、御指図を請け差し上げ申すべく候」と述べている。明和元年(宝暦十四年)三月にもう一度同じ趣旨のお触れが幕府方から出され(『御触書天明集成』文書番号1768)、この請書は同年四月に十一カ村合同で出されている。そこには、いままで御巣鷹を見つけると我勝ちに捕っていたが、今後はもし見つけたら、どこで見つけて今どのくらい成長しているかなどについて名主方を通じて御支配に知らせて指示を仰ぐ、御巣鷹を差し出すときは御支配の添状をつける、添状のない場合は買い上げされない、という趣旨がいずれにも述べられている(大河原前島家文書一2、3、大久保文書一4)。このことについて十一カ村の内の山方六カ村(清内路、南山、加々須、小川、大河原、鹿塩)は同年七月に同趣旨の請書を提出している(『清内路村誌(上)』p385、大久保文書一5、大河原前島家文書一7)。

大河原村当番名主安右衛門から飯田御役所棚橋元右衛門と市岡佐蔵宛て明和元年五月十六日付けで、「申し付けられた鷹を見つけた、貝割れしてから21日ほど経ったので巢元弥七を差し遣わすので添状を願いたい」と知らされた(大河原前島家文書一4)。早速前記請書のように実行されたのである。折り返し添状を渡す旨御用書付がもたらされた(大河原前島家文書一5)。

この鷹の納入にあたっては、巢元四名(忠助、前右衛門、長十、弥七)が連名で大河原村名主ほか役人衆宛てに、受け取れるはずの褒美金と鷹の納入に必要な諸経費について次のような一札を入れている(大河原前島家文書一6)。

このたび仰せ渡された御用御巣鷹を私どもが見つけた名主様に知らせた、江戸表に差上げようと御役所へ添状をお願いして受け取った、江戸表に鷹を届けるために必要な経費はすべて私共で賄い、郷中には一切負担をかけないが、その代わりに、江戸表で戴ける褒美金は私共だけで戴くことを約束してくださるよう後日のため一札申し上げる(明和元年五月二十三日)。

どのようないきさつでこのような一札を必要としたのか、鷹の納入の仕方、特に費用についてこれまでもこのようにしていたのかどうか、村日記には記されていない。

このとき扱われた鷹が何羽で褒美金などがどうであったかについては、大河原村代々名主右馬之丞から、倅兵左衛門への六月七日と十一日付け二通の書簡によって知ることが出来る（大鹿村前島家文書—3,4）。そこには、六月六日に前右衛門、長十と忠助が千村平右衛門江戸御役所に鷹を一羽納めて代金五両、この鷹の餌となる鳥の代金として一両を受け取った、残りの四羽の鷹は戻されたので鳥屋へ売り払ったという事だ、このように御巢鷹を納めた者たちは帰郷の途についた、と述べられている。

明和元年のこの時期に大河原村名主右馬之丞は、前述した宝暦御用木で出材した材木の江戸への運材が思うに任せず、その対策のため江戸で奔走していた。納入された鷹はオオタカかハイタカかは不明だが、四羽が戻された理由として、オスの鷹だったか、御用は一羽だったか、千村平右衛門御役所に五羽を買い取る資金がなかったか、いずれかであろう。鳥屋へどれほどの金額で売り払ったのかは不明である。しかし、寛保二年の頃のようにメスならば安くとも一羽につき二両や三両、オスでも一両くらいにはなったであろうから、三名が江戸まで鷹を運ぶ経費を含めて、在村していたと思われる弥七を加えて四名が分け合っても十分な報酬が得られたのである。

明和年間の鷹御用

明和年間の大河原村の鷹に関する記録は、明和五年(1768)と六年の『萬日記』になされている（大河原前島家文書—8、9）。明和五年三月七日付けに飯田御役所から「御巢鷹久々利表御用」があったことが記されている。四月二十六日に重ねて鷹御用が大河原村名主のもとへ御用状で伝えられた。それには巢元の者が巢鷹を見出したら相応の代金を払うから早速知らせるようにと指示されている。「何と申す山に巢があり、たとえば卵何程、または貝割れ子は何羽これ有るか、巢の様子を確かに見出ししだい、早々に申し立てるべく候、その節、この先にて委細申し聞かすべく候間、右の趣不念これ無きように、村内にて巢鶴下ろし候者へよくよく申し聞かせ置き、見出し候はば早々に申し立てるべく候、不念これ無きよう申し聞かせるべく候」と、念入りな指示であった。

このことを名主は巢守に伝えた。五月六日になって巢守の一人である忠助が名主のもとへやってきて、念入りに山々を調べたが巢は見つからないと断った。しかし名主は、これから先も探して、もし見つけたなら知らせるよう指示した。そのときに、「その方達にてこれ有る間敷く候へども、すでに御鷹役人中へ聞こえ候か、去年なども外へ売り候旨、お聞き及びなされ…」と、どうやら宝暦十三年の幕府方からの通達が守られず、村役人名主方に知らされることもなく鷹が捕られて売られていることが語られている。さらに、今の内は御役所方は内緒に処理しているが、おまえ達が行っているとは思えぬが、もしそのようなことがあればただではすまないの、これからもよく探して見つけることが出来たら知らせるよう、と申し聞かせている。

ところが五月六日付けの御用状は、巢鷹はもはや必要がなくなったから、そのことを村方の者共に伝えよ、とあった。重ねて六月四日の御用状では、もはや必要ではなくなった

が、今後もし巢鷹が見つかったようなときは、その詳細を必ず御役所まで知らせなければならない、とした。そのことはむろん巢元の者達に知らされた。さらに重ねて六月八日付けの御用状では、先日伝えた巢鷹は見つかったかどうか、たとえ見つからなかったとしても、それならそうこの御用状が届きしだいすぐに返答せよ、とあった。この返答は直ちに当番名主傳左衛門から「一切見出さず候間、御断り申し上げ候こと、はばかりながら御上様へよろしく仰せ上げ下さるべく願ひ上げ候」と結ばれている断り状が、飯田御役所に出されている。御上様とは久々里の殿様、千村平右衛門である。

明和五年のこの顛末記録では鷹がどうしても見つからなかったとあるが、これまで御用がなくとも、噂で知られるほどではあるが内緒で鷹が捕られて売られていたらしい様子がかがえる。

明和六年五月六日付けの御用状で、「…この節、巢下ろし然りの時節にも至り候間、山へも尋ね登り候事に候か、はい鷹（鶴）小鷹共に巢見出し候か否か申し達すべく候、…」と指示されたが、大河原村の返事は、今年も巢元の者共が六十日以上もかけて探したが見つからないので、お断り申し上げる、というものだった。これについてはひとまず了承されたが、五月十五日になって次のような内容の御用状が届いた。

先達て申し付けた久々里御入用の巢鷹の件は、この間申し越したところによると今年はどうしても見つからないと言うことだが、今は巢籠もりの時期なので、なお一層探して見出すように久々里表からの申渡しである。巢元の者共を呼び出して、農業の間にも一生懸命探すように、なお又申し付ける。くれぐれも心得違いなどなきよう、見つけ次第知らせよ。巢下ろしの際には久々里表から役人が出向くので、そのように心得置き、決して油断無きよう申し付ける。

この御用状はさっそく当番名主の安右衛門に伝えられた。その安右衛門と前嶋兵左衛門との興味深い会話が明和六年の萬日記に記されている。

「…安右衛門殿申され候は、新ヶ沢源三見候由、去年も取り候間、心覚無く存じ候間、召し呼び申し聞き候ては如何に候段申され候につき、咄し申し候は、巢元の者共、手前の為に相成り候節は御頼み之を申し、又勝手悪敷節は手間日間惜しむ趣にては、其の意を得ず候、巢元の役に候間、心元なき所はかけ廻り詮議いたすべく旨申し候、安右衛門殿申され候は、諏訪殿よりも源三方へ折々伝言なども之有り候よし、此方心元無く候旨申され候故、大河原村より内は巢鷹の義にて詮議致すべき旨…」

新ヶ沢とは大河原村青木川沿い山中の地名である。その源三が最近鷹を見ている、去年も鷹を捕ったという話を聞いた、だから今年は心もとないが呼んで聞いてみたらどうか、諏訪殿が時々鷹の件で源三と連絡しているようだ、しかし大河原村の鷹はこちらで詮議するのだ、と、巢元の者は鷹が捕れても村役人に内緒で他に回しているらしく心もとない様子が伺える。

結局明和六年も巢元の者共に申し付けたが見つからないことを、兵左衛門と安右衛門は飯田御役所に赴いて申し述べた。それに対して役所の役人は、もっと前に言うことであっ

たが、季節も過ぎたのでたとえ鷹が見つかったとしても今年にはもはや入用はない、探しても見つからなかったことは承知した、というものであった。

この後安永六年(1777)まで8年間、巢鷹に関する記録は見つからない。

安永年間の鷹御用

安永六年(1777)『萬日記』四月二十四日付けは、夕方になって突然久々利表から玉置新之介と三木十蔵という二人の足軽が飯田御役所の御用状を持って来村したことから、御巢鷹についての記述が始まる(大鹿村前島家文書一5)。御用状には、久々利表では巢鷓が入用であること、二人の足軽を派遣したので事情を良く聞き、巢鷓について良く知る者をつけて案内し、くれぐれもおろそかにせず指示に従うように記されていた。早速代々名主前嶋兵左衛門政房は当番名主の他、組頭など主だった村役人を呼び寄せ、御用向きの詳細を二人の足軽に伺った。しかし、今晚は疲れているので明日話す、ということでその晩は聞けなかった。翌日また名主初め組頭など村役人がやってきて一通り挨拶をした後、二人の役人から次のように仰せ渡された。

「この度手前共遣わされ候は、巢鷓山見分いたし尋ね参り候様に仰せ付けられ候、巢守毎度江戸へ差し上げ候義も之有り候よし、よく存知候へども、様子承りたく候故、差し出すべく候」

大河原村村域から巢鷓が誰かによって毎年持ち出されていることは分かっているから、事情を聞くためにも来村したので巢元の者共を差し出せというものであった。これを承知した村役人たちは、自分達は巢鷓のことは詳しくないので、すぐに巢守の忠助と庄三郎を呼び相談させた。その結果、七、八日間は逗留して巢鷓探しをするとのこと。餌にする飼いはとも持参で来ているので、ぜひとも鷹を持ち帰るつもりで来村したようだ。しかし巢守達は相談の結果、鷹が見つかりそうもないところに案内するのがよかろうということで、釜澤山「しなはぎ」辺りはどうかということになった。釜澤山「しなはぎ」とは赤石山脈烏帽子岳、小河内岳の西、現在の大鹿村釜沢地区の東奥地である。見つかりそうもないところに案内するのがよかろうという相談は、これまでの鷹の御用に対して探しても見つからないと回答してきたこととの整合性を配慮したのかもしれない。翌日は忠助と長十が案内したが、そこで「長十鷓見出し候て、御案内申し候ところ、新之助殿巢見出し、すなわち巢守共見分いたし候ところ、たまご四つ之有り候よし、役人中悦び罷り帰り申し候」という結果になった。鷹が見つかったことは早速飯田御役所と久々利表に知らされた。

四月二十九日は青木川に沿った山々に鷹を探しに出たが見つからなかった。しかし五月二日には箸箱山(前茶臼山の西側)で鷓の巣を見つけ、子鷓が三羽いることが分かって殊のほか喜んだ。この三羽は五月十八日に捕られたが、一羽はこのり(兄鷓、オスのハイタカ)だった。二十二日にはこれら雛鷹をもって玉置新之助は帰ることになったが、二羽分のメスの巢鷹の褒美として二両が巢守の庄三郎、忠助、長十に与えられた。ただし、もしこれらがオスのハイタカだったときはこの二両は返すと一札入れている。

五月三日に調べたときはまだ釜沢山の卵は貝割れしていなかったが、五月二十六日に後に残った三木十蔵が巢守と共に巢下ろしに出かけ、四羽の雛鷹を捕った。このうち三羽がメスだったので喜び、翌日には雛鷹を持って出立することになった。雛鷹の餌となる鳥を撃つことが三人の鉄砲撃ちに申し付けられ、玉薬代として銭百文が与えられた。

五月二十六日の晩に三木十蔵は集められた代々名主、当番名主その他組頭と巢元達に、「来年も参るべく候間、随分出精いたし御用に立ち候様に致すべき」ことを伝えた。それに対して巢元の忠助は、そのことは承知したが、今回のように御役人方が来られては村方や仲間の村人に大変なお世話をかけるので、なにとぞ御巢鷹は御買い上げにして下さるようお願いした。これにたいして三木十蔵は、精々そうなるよう力を尽くすが、これまで鷹御用の際にいつも見つからないと言ってきたのに、今回のように自分達がやってきて見つけたのでは宜しくなからう、とこたえている。当番名主安右衛門がそのような不都合なことは決してない様にするからと願ったが、三木十蔵は「何れにも来年も参り候間、油断之無きように致すべく」と申し渡した。

当初は七、八日間ということだったのに三十日以上も滞在した役人衆に必要だった経費は、米代はもちろん、上味噌、良き布団、湯桶、行灯代などにいたるまで支払われている。そのような必要経費は総額三両ほどだったようだ。メスの雛鷹一羽につき一両とこれら諸経費を支払ったとしても、メスの雛鷹五羽とオス二羽という結果は、買い上げるよりも随分と安くついたことになる。逆に村人は大損だったことになる。

鷹役人が来村して鷹を探したことの余波として、鷹の御褒美の分配と、去年密猟があったことが発覚したことがあった。鷹役人の来村では巢元達が案内に立っただけでなく、その他の村人、村役人も多大な手間隙をかけた。結局御褒美は、巢元が2、その他が1の割合で分配された。密猟についての日記は、「巢鷓につき、(村人の一人が)無礼不法仕り候につき、当番名主はじめ吟味いたし候」と記すことから始まっている。村人の一人が、名主はじめ村役人達に知らせることなく巢鷓役人へ二羽渡し、さらに他村が久々利表へ差し上げる巢鷹一羽を大河原村内から出したという。これについて巢元の者たちが訴えた。不法の村人は謝ったが簡単に解決せず、代判ともども解決に加わった。結局、双方が得心したので名主兵左衛門がその不法の村人に、もしももう一度不法なことがあるようならば宗門にも差し支えることを申し聞かせ、承知したので許した、とある。前述した宝暦十三年の幕府の御触れにもかかわらず、御巢鷹の密猟は行われていたのである。

安永六年の御巢鷹についての記録により、ハイタカの卵がいつ頃生まれ孵化し、鷹狩用の鷹として養う雛鷹がいつ頃捕られたかについて明確に知ることが出来る。

安永七年は三月末に飯田御役所代官から、今年も巢鷹役人が村へ巢鷹を探しに行くことをもちかけられた。これはいろいろと訴訟騒ぎが起こって名主は迷惑のこと、お上も出費が多く、御買い上げのほう結局安上がりであろうことを理由に断った(大鹿村前島家文書一6)。それ以上の巢鷹に関する記述は安永年間には見つからない。

天明年間の鷹御用

天明元年、二年と三年の萬日記にはそれぞれ簡単に、巢鷹が見つかったらすぐに役所に知らせるように申し付ける御用状が来たことと、巢元の者共にその旨を伝えたという趣旨の記述が見られるが、それ以上の記録は見つからない（大鹿村前島家文書—7～9）。

天明四年(1781)といえは天明の飢饉で大河原村も鹿塩村も大変な年であった。天明三年八月の時点ですでに、当初は折々の雨で草の生育も良く見えたがその後の打ち続く雨と冷気により「稲穂立ち候ままにて一向実り申さず、俄かに不作に相成り、百姓共大難儀仕り候間、御訴え申し上げ候、御見分申し下され候様、願ひ奉り候」（大鹿村前島家文書—10）と、飢饉は始まっていた。天明四年二月には多数の飢え人数と餓死者数が報告されている（『大鹿村誌(上)』p622、大鹿村前島家文書—11、大河原前島家文書—10）。その年の十一月に、「近年御巢鷹の出方が少なく、足りなくて困っているから、御領、私領、寺社領など各地は鷹を見つけて出すよう」に御触れが出された。これを受けて加々須村を除く山方五カ村は次のような請状を提出した(大久保文書—6)。

覚

近年巢鷹出方少ク、年々御買上之節揃兼難義仕候間、巢鷹出候村々江御触御座候様、御勘定奉行江被仰渡可被下候 以上

(天明四年)十一月十五日

戸田五助 内山七三郎

右之通加納遠江守殿御改候間、書面之趣相心得、陸奥国、飛騨国、甲斐国、信濃国、駿河国、上野国、下野国、武蔵国秩父郡御料私領寺社領共、向寄より可被相触候 以上

(天明四年)辰十一月

右之通此度以御書付被仰出候間、巢鷹見出次第御役所江申達、御指図ヲ請江戸表江持参仕候様、於村方巢鷹捕候者共江心得違無之様可申渡置旨被仰渡、承知奉畏候、依之連印御請書差上申候 以上

(天明五年)巳正月

鹿塩村名主傳兵衛、組頭彦左衛門、惣百姓代佐十郎

大河原村名主兵左衛門、組頭安右衛門、惣百姓代亀右衛門

以下、小川村、南山村、清内路村名主組頭惣百姓代

飯田御役所

このように御巢鷹を見つけて差し出すように要請を受けて、小川村と大河原村ではそれぞれ巢元(巢守)2名が前金を受け取って御巢鷹探しに出ている。大河原村では忠助と庄三郎が前金六両貳分を受け取って探しに出た。雛鷹を二羽納めたのだが、いずれも兄鷹(鷓のオス)だったので返されてしまった。

鷹を納められない場合は前金を返さねばならない。兄鷹二羽を納めた際の酒代として一分はもらったものであった。四両三分は返せたが一両二分がどうしても工面できないので

待ってほしい、と願い出た(大久保文書—8)。返却できないこの一兩二分については特別に別文書で次のように、来年雪が消えしだい探して鷹を納めるとしている。

「一金壹兩二分也、右ハ御鷹差上げ受け取り奉り候ところ、兄鷹ゆえ御差返しなされ候、しかるところ、困窮の私共ゆえ、右金子返上仕り難く候につき、来春まで御差延べ下しおかれるようお願い奉り候ところ、御聞き済み下しおかれ、ありがたく存知奉り候、来春雪消えしだい出精仕り、御鷹差上げ申すべく候、籠略仕りまじく候、天明五年六月 田中松左衛門(宛て) 大河原村忠助、庄三郎 (より)」(大鹿村前島家文書—12、大河原前島家文書—11)

小川村の場合、見つけた御巢鷹は頃合いを見て取りに行ったところ、栗鼠に食われてだめになっていた。もう一度探しに出たが見つからず、一人は探しに出たきり戻ってこない。今年は季節も過ぎて御巢鷹を差し出せないから前金を返すべきだが、困窮の百姓ゆえ返せないで何とか来年まで待ってくれないか、と願い出ている(大久保文書—7)。

天明六年五月六日付けの名主あて御用状は、今年も久々利表から鷹御用があった、忠助と庄三郎には去年委細申し聞かせてあるし前借金も渡してある、巢鷹の季節になったので、しっかりと探し回り、もし見つかったならばすぐに知らせるよう申し遣わす、というものだった(大河原前島家文書—12)。このことを名主兵左衛門は早速忠助を呼び寄せて申し付けたところ、一巢見つけてあるが、よく見届けてから知らせる、と行って帰った(大鹿村前島家文書—13)。しかし天明六年も不調だったことは天明七年『萬日記』四月一日付けの次の記述により明らかである(大鹿村前島家文書—14)。

「巢鷹の義仰せ付けられ候につき、忠助へ申し遣わし候、四月五日忠助召し呼び申し渡し候は、御役所様にて仰せ付けられ候は、随分鷹詮議いたし、見つけ申さず候はば、御拝借金に利息を加え御返上致すべき旨、仰せ付けられ候間、兼ねて左様心得申すべき段、急度申し渡し候」

このことは忠助から庄三郎にも伝えられたが、その後鷹を納めることができたか、お金を返すことができたのかは不明である。

このように天明七年まで前借金を返却できないほど鷹がいなかったことがわかる。天明七年以後の大河原村における御巢鷹事情についての記録は、天保八年(1837)までの 53 年間、御用村用日記やその他文書にも見当たらない。

19 世紀前半大河原村の鷹

天保年間の鷹御用

天保四年(1833)、関東から東北地方は冷夏により秋の収穫がほとんどなかった。天保の飢饉の始まりである。天保七年は四年を上回る凶作となった(『近世の飢饉』)。信州伊那郡大河原村は「深山險阻」な山林である。中部地方にあって 600m から 1000m に散在する大河原村各耕地集落辺りで凶作は当然であった。『村日記』には凶作に関わる願書の記述が多

くなる。天明の大飢饉以来、いざというときに備えて毎年稗や大麦の貯穀がなされてきた。お救い金給付などとともに貯穀の効力もあって、人的被害は天明飢饉ほどではなかったことが村日記などから窺い知れる。

このような事情にあった天保八年の大河原村に、伊那郡飯嶋にある御役所経由で幕府から次のような天保八年六月二日付けの鷹御用御触状が届いた。宛先は信濃高井郡野沢村(現在長野県下高井郡野沢村)、同伊那郡小野川村(現在長野県下伊那郡阿智村智里地区)、および大河原村の三村であった(大鹿村前島家文書—15)。

「当年は巢鷹僅数の趣相聞くに付き、御買い上げ値段相増し、一居に付き三十里以上は金四両ほど、五十里以上は金六両ほど下さるはずにつき、その段相心得、巢鷓尋ね出し、例の通り江戸日本橋小田原町東国屋伊兵衛、眞志屋茂兵衛方へ、早々持参すべきものなり」

値段はこれまでと違いはないが、届ける距離によって違うことと、届け先が江戸日本橋の商店を指定していることが興味深い。

六月十一日には大河原村村役人、惣百姓代と小代判が集められ、この御巢鷹御用が伝えられた。そしてそれぞれの耕地で御巢鷹を探るように小代判から請印を取って手配された。鷹御用についてどうしたらよいのか大河原村代々名主の前嶋八郎九郎も他の村役人も良く分からず、過去の記録を調べて巢元役などを決めた様子が、村日記に記されている。

「鷹差し上げ候古例もこれ有り候かと、古来の御用留帳を相調べ候ところ、久々里表へは差し上げ候えども、御公儀へ直に差し上げ候例は相見え申さず候、且つ又、百姓代所左衛門の先祖、和五郎殿(当番名主)の被官で小代判浅右衛門の先祖、先年より巢元と相立てこれ有る趣、古来御用留に相見え候につき、右兩人、別段日役人足二人づつ相添え、山内尋ね候義申し付け候、双方申し立て候は、右は五月中前後に巢下ろしの時節と申し伝え、もはやこの節にては巢立ちもこれ有るまじき旨申し立て候、所左衛門、浅右衛門相尋ね候ところ、先年久々里へは度々鷹差し上げ候義これ有り候、大昔は御公儀様へも差し上げ候よし、申し伝え御座候趣、兩人申し立て候」

いずれにしても幕府からの御用だから、昔から巢元、巢守役を引き受けた村人の子孫が今回もその役割を勤めることにして、巢鷹探しを手分けして行う。もし巢鷹が見つからないときは、飯嶋の役所ではなく先ず御支配の飯田御役所に届け出ることにした。

六月十四日までに各耕地で小代判が巢鷹探しを行い情報を集めたが、見聞きした者はいないことが次々と名主の元に報告された。巢元役の浅右衛門と所左衛門も日役人足を連れて山内を探し回ったが、この時期では遅いとみえてやはり見つからなかった。このことは六月十五日に組頭の一人によって飯田御役所に届けられた。

飯田御役所には、このたび江戸表から飯嶋御役所を経て御巢鷹御用があったこと、人足を連れて四、五日も探したが見つからないこと、そしてこのことを飯田御役所から飯嶋御役所へ御状にてお知らせを願いたいと申し出た。しかし飯田御役所の考えは、飯嶋御役所へ村方が届けずしては事が済まないから、ぜひ飯嶋へ行くようにということだった。幕府から直接に野沢村、小野川村と大河原村の三村を名指しで、しかも支配御役所ではなく飯

嶋御役所を介して御巢鷹御用を伝えてきたことが、名主はじめ村役人には理解し難いことだったようで、このことも飯田御役所に問い合わせている。

「村方にて役元日記など相調べ候えども、御公儀様へ村方より直に鷹差し上げ候例は、七、八十年来には相見え申さず、もつとも、往古の義は分かり兼ね申し候、近来久々里表へは毎度差し上げ候義これ有り候、右は巨細に御役所にては相分かり候か如何の段、相伺い候えども、御同様久々里へ上げ候義は分かり候えども、御公儀へ差し上げ候義は分かり申さず」

この記述により、村方も飯田御役所も七、八十年より以前の鷹御用がどのようなようであったかは分かっていないこと、鷹御用はいつも久々里御用としてあり、それが幕府に献上されたことがわかる。また、鷹御用に関しては御用日記などを調べてみないと分からないほど昔のことになっていた。おそらく天明年間、先々代名主前嶋兵左衛政房の時代以来、鷹御用は大河原村にはなかったと思われる。

飯嶋御役所には六月十七日に届けられた(大鹿村前島家文書一15、16)。飯嶋御役所は大河原村村役人に、鷹がいなかったのはしかたがないこと、これからは久々里を介して鷹御用を仰せ付けることを伝えた。最終的には幕府から、「先達て巢鷹御入用の旨、相触れ候ところ、もはや御用相済み候間、持参に及ばずものなり」(七月三日付け)という御触書をもって終わった。この後の鷹についての文書記録は見つからない。これが最後の鷹御用であったと考えられる。

おわりに

長野県大鹿村内の国有林からも村有林からも、とりわけ大河原村域では、江戸時代当初から約150年もの間樽木の原木サワラが伐採された。加えて1700年以来1760年代まで五度の大規模なサワラ以外の諸木伐採も行われた。これによりサワラはもちろん、モミ、ツガをはじめとした諸木も、めばしい中径木以上は奥地にいたるまでほとんど切り尽くされた状態だった。江戸時代当初はすでに平地や里山などには見るべき森林資源がなかったからこそ、深山険阻な南アルプス奥地からの材木調達であった。そのような森林伐採を繰り返した地から、見つけるのに大変な苦勞をするほどではあったが、鷹狩用の雛鷹が幕府御用や密猟も含めて採取され続けた。大河原山における六度目の大伐採は文化十三年(1816)からの文化諸木切り出しであった。その結果天保三年(1832)には、「多分の御用材御切り出し仰せ付けられ、ことごとく根伐仕り候間、……格別御益筋にも相成り候程の木品は御座無く候、……樅、梅その他雑木は少々之れ有り候得共、段々の伐跡故、一谷に限り百本共之れ無く、所々谷々洞にようやく五本十本之れ有り候残木に御座候間……」という山々の状態になってしまった(松原、1997)。大、中径木を切り尽くして小木苗木ばかりの「尺山」になったことと雛鷹の採取が鷹の分布を制限した結果であろうか、このような大河原山で、天保八年の御巢鷹御用の際には営巢すら見聞きされていない。

それから160年以上も時が過ぎた現代までに、大正から昭和にかけて、および第二次大戦後も、大鹿村域の国有林や村有林から大規模な樹木伐採がなされた。大きな災害も起こったし各種土木工事も行われたが、ハイタカもオオタカも多くはないが分布し続けている。鷹狩は衰退したが雛鷹を捕る代わりに、それ以上に根絶やしにする効果のある化学物質汚染が、オオタカやハイタカを「絶滅危惧種」に指定し続ける理由になるであろうか。

謝辞

本稿は篠田知和基、渡邊邦夫、和田一雄先生らの主催する「人と環境談話会」で、近世御用林からの樹木伐採や下伊那地方の鷹について話したことに基づいています。これをきっかけに和田一雄先生が本誌に寄稿をすすめてくださいました。その後もさらに多くの古文書を精査して本稿を完成することができました。篤く御礼申し上げます。前島家文書の調査では飯田市美術博物館の桜井弘人氏と下伊那郡大鹿村の前島正介氏に、また大久保文書の調査では下伊那教育会石川正臣先生にお世話になりました。お礼を申し上げます。

文献

- 松原輝男(1997) 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その1：諸木伐出の歴史に基づく検討 情報文化研究 第6号(名古屋大学情報文化学部) p39-70
- 松原輝男(1998) 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その2：明和三年の大河原山立木数始末 情報文化研究 第7号(名古屋大学情報文化学部) p11-44
- 松原輝男(1999a) 赤石山脈荒川大崩壊地および広河原の1760年代古文書記録 情報文化研究 第9号(名古屋大学情報文化学部) p9-21
- 松原輝男(1999b) 近世信州大河原山より切り出した材木の流失史 情報文化研究 第10号(名古屋大学情報文化学部) p9-23
- 松原輝男(2000) 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その3：樽木の原木サワラの分布とその採出 情報文化研究 第11号(名古屋大学情報文化学部) p1-30
- 大鹿村誌刊行委員会 (1984) 『大鹿村誌(上)』
- 梶島孝雄 (1997) 『日本動物史』 八坂書房 p424-432
- 環境庁編 (1981) 『日本産鳥類の繁殖分布』第二回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査) 動物分布調査(鳥類)報告書
- 菊地勇夫 (1997) 『近世の飢饉』 吉川弘文館
- 宮内省式部職編纂 (1983) 『放鷹』 吉川弘文館
- 清内路村誌刊行会 (1982) 『清内路村誌(上)』
- 長野県編『長野県史』近世史料編第4巻(二)南信地方 (1982) p718
- 大久保文書目録 (1982) 下伊那教育会歴史委員会

大鹿村大河原前島家所蔵文書目録（1954） 下伊那郡大鹿村大河原前島家所蔵古文書目録

（昭和10年11月調 大河原小学校）を昭和29年に再印刷したもの

御触書天明集成（1957） 高柳眞三、石井良助編 岩波書店

文書目録(V) 大河原前島家（2000） 飯田市美術博物館

大久保文書（年号、『題目』、目録番号）

- (1) 正保四年 『信州下伊奈之内申ノ御勘定目録』 4-3
- (2) 慶安五年(承応元年)三月十六日 『一札之事』 5-4
- (3) 宝暦十三年四月 『覚』 21-644
- (4) 宝暦十四年四月 『差上申御請書之事』 21-671
- (5) 明和元年七月 『差上申御請書之事』（御用巢鶴之儀重而被仰渡候請書） 22-5
- (6) 天明四年十一月十五日 『覚』 24-90
- (7) 天明五年五月二十九日 『乍恐以書付奉願上候御事』 24-106
- (8) 天明五年六月八日 『乍恐書付を以奉願上候御事』 24-109

大河原前島家文書（年号、『題目』、目録番号）

- (1) 宝暦十三年五月 『差上申御請書之事』 1686(宝暦 735)
- (2) 明和元年(宝暦十四年)四月 『差上申御請書之事』 1762(明和 28)
- (3) 明和元年(宝暦十四年)四月 『差上申御請書之事』 1763(明和 29)
- (4) 明和元年五月十六日 『書簡』 1766(明和 32)
- (5) 明和元年(宝暦十四年)五月十七日 『御用書付』 1767(明和 33)
- (6) 明和元年(宝暦十四年)五月二十三日 『差出申一札之事』 1770(明和 36)
- (7) 明和元年(宝暦十四年)六月 『差上申御請書之事』 1782(明和 48)
- (8) 明和五年一月十一日 『萬日記』 前嶋(兵左衛門)正房 2079(明和 345)
- (9) 明和六年一月十一日 『萬日記』 前嶋(兵左衛門)正房 2151(明和 417)
- (10) 天明四年二月 『乍恐以書付奉願上候御事』 3062(天明 167)
- (11) 天明五年六月 『覚』 3093(天明 198)
- (12) 天明六年五月六日（御役所よりの御用書状） 3126(天明 231)

大鹿村前島家文書（年号、『題目』、筆者差出人）

- (1) 寛保二年一月吉日 『御公儀御用并郷中諸用書留帳』 前嶋右馬之丞政俊
- (2) 寛延三年一月吉日 『当午年御用并村用諸用事書留覚帳』 前嶋右馬之丞政俊
- (3) 明和元年六月七日 『書簡』 在江戸前嶋右馬之丞から大河原村前嶋兵左衛門宛て
- (4) 明和元年六月十一日 『書簡』 在江戸前嶋右馬之丞から大河原村前嶋兵左衛門宛て
- (5) 安永六年一月十一日 『御用并村方諸用改萬日記』 前嶋兵左衛門政房
- (6) 安永七年一月十一日 『御用并村方諸用改萬日記』 前嶋兵左衛門政房

- (7) 天明元年(安永十年) 『御用并村方諸用改萬日記』 前嶋兵左衛門政房
- (8) 天明二年一月吉日 『御用并村方諸用改萬日記』 前嶋兵左衛門政房
- (9) 天明三年一月吉日 『御用并村方諸用改萬日記』 前嶋兵左衛門政房
- (10) 天明三年八月 『乍恐書付を以御訴訟申上候御事』 鹿塩、大河原村名主ほか村役人から飯田御役所へ
- (11) 天明四年一月吉日 『当辰御用留并村用萬日記帳』 前嶋兵左衛門政房
- (12) 天明五年一月吉日 『当巳御用留并村用萬日記帳』 前嶋兵左衛門政房
- (13) 天明六年一月吉日 『当午御用留并村用萬日記帳』 前嶋兵左衛門政房
- (14) 天明七年一月吉日 『当未御用留并村用萬日記帳』 前嶋兵左衛門政房
- (15) 天保八年一月吉日 『当酉年御用村用記録』 前嶋八郎九郎正弼
- (16) 天保八年六月 『乍恐以書付御届奉申上候』 大河原村名主和五郎他から飯嶋御役所岸本十輔へ

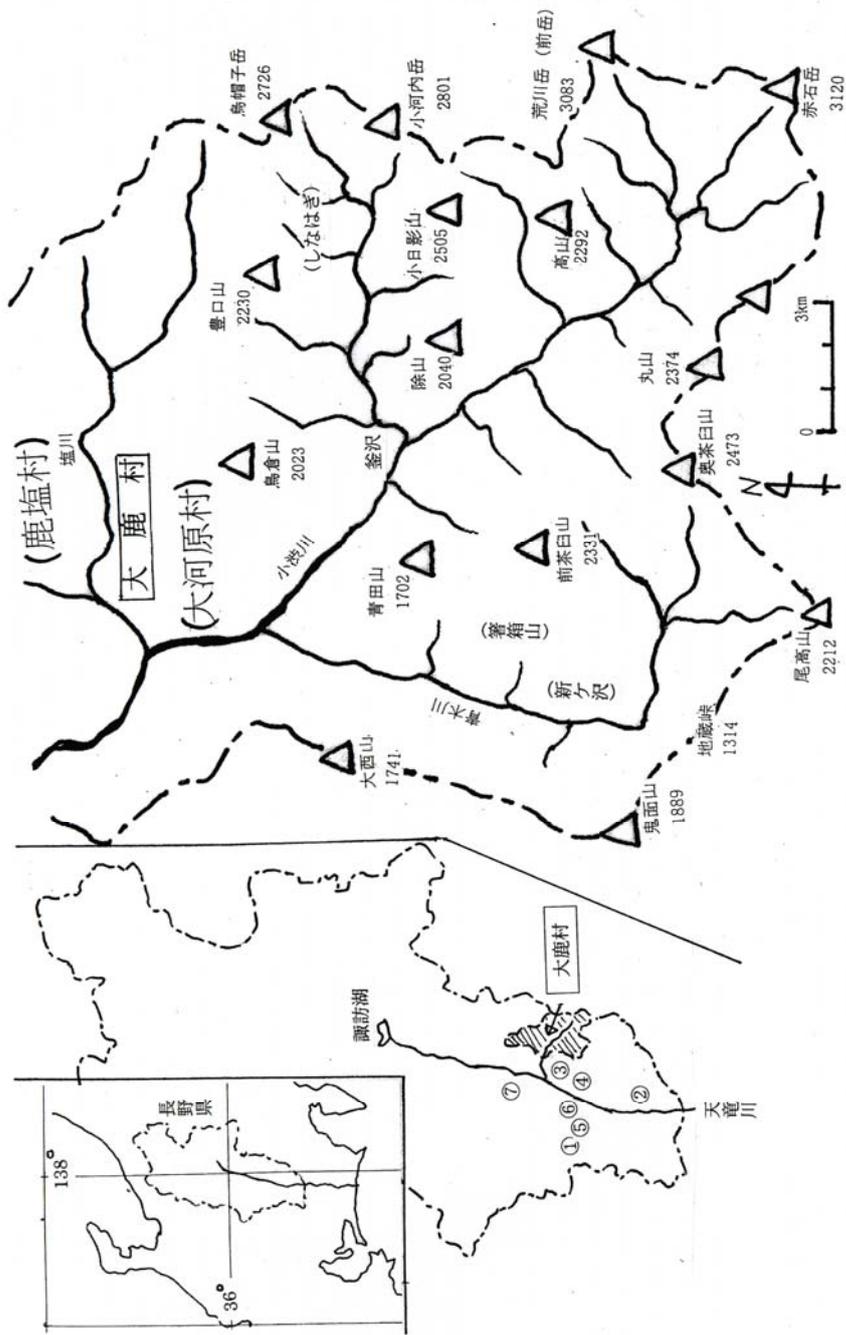


図1 長野県下伊那郡と大鹿村、旧大河原村村域の概要

()内は古地名を示す。

- ①清内路村 ②(南山村) ③(加々須村) ④(小川村) ⑤阿智村 ⑥飯田市 ⑦(飯嶋)

表1 信州伊那地方・大河原村の近世における鷹に関する記録一覧

年号(西暦)	事項	記録の場所、 鷹捕獲場所	捕獲された鷹の雛数(雌 雄数)	主な古文 書番号*
正保四年(1647)	鷓の差し出し	下伊那地方	ハイタカ 2羽(メス 1、 オス 1)	大久-1
承応元年(1652)	鷹の巣を大事にする ことの一札	清内路村		大久-2
寛保二年(1742)	鷹二羽サル二匹の差 し出し	大河原村	2羽	大鹿-1
宝暦十三年(1763)	鷹捕獲の際の注意御 触れ	大河原村他各地		大久-3
明和元年(1764) (宝暦十四年)	鷹捕獲の際の注意御 触れと請書	大河原村他各地		大河-1,2,3 大久-4
明和元年(1764) (宝暦十四年)	鷹の差し出し	大河原村	5羽	大河-4 大鹿-3,4
明和五年(1768)	鷹の差し出し御用	大河原村	鷹は見つからない	大河-8,9
明和六年(1769)	鷹の差し出し御用		(密猟があった?)	
安永六年(1777)	鷹役人来村、鷹の捕 獲(密猟の発覚)	大河原村：釜澤 山しなはぎ、箸 箱山	ハイタカ 7羽 (メス 5、オス 2)	大鹿-5
天明元年(1781)	巢鷹の探索に関する 御用	大河原村	鷹の有無、差し出しなど の記述はない	大鹿 -7,8,9
天明二年(1782)				
天明三年(1783)				
天明四年(1784)	巢鷹の差し出しが少 なく、良く探して報 告せよの御触れ	大河原村他各地		大久-6
天明五年(1785)	鷹の差し出し	大河原村	ハイタカ 2羽 (オス 2) 他には見つからない	大久-8 大鹿-12
天明五年(1785)	鷹の差し出し御用	小川村	雛鷹の捕獲できない	大久-7
天明六年(1786)	鷹の差し出し御用	大河原村	鷹は見つからない	大河-12
天明七年(1787)				大鹿-14
天保八年(1837)	鷹の差し出し御用	大河原村他	鷹は見つからない	大鹿-15

* 大久：大久保文書、大河：大河原前島家文書、大鹿：大鹿村前島家文書